太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱

平成23年4月1日実施

東京電力株式会社

Ⅰ　総　　　　則

1　適　　　　用

(1)　この太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱（以下「この要綱」といいます。）は，当社と電気需給契約を締結している者または当社との接続供給契約における需要者が，当社が維持および運用する低圧電線路または高圧電線路に太陽光発電設備を連系し，自ら消費する電力を除いた電力（当該太陽光発電設備から発生する電気に限るものとし，以下「受給電力」といいます。）を当社に供給し，当社がこれを受電する場合の契約（以下「受給契約」といいます。）の条件を定めたものです。

(2)　この要綱は，次の地域に適用いたします。

栃木県，群馬県，茨城県，埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，山梨県，静岡県（富士川以東）

2　要綱の変更

当社は，この要綱を変更することがあります。この場合には，料金その他の受給条件は，変更後の太陽光発電からの電力受給に関する契約要綱によります。

3　定　　　　義

次の言葉は，この要綱においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1)　発　電　者

この要綱にもとづいて当社と受給契約を締結する者をいいます。

(2)　発電設備等

発電者が設置した発電設備または二次電池等で放電時の電気的特性が発電設備と同等である設備のことをいいます。

(3)　契約発電設備

発電者が設置する太陽光発電設備のうち，当社が維持および運用する低圧電線路または高圧電線路に連系するものをいいます。

(4)　小出力発電設備

電気事業法にて定められた小出力発電設備のことをいいます。

(5)　受給最大電力

契約発電設備における太陽電池の出力とインバータの出力のうち，いずれか小さい値をいいます。

(6)　買　取　制　度

「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」にもとづき定められた「非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準」に従い，一般電気事業者が太陽光発電による電気の調達を行なう仕組みをいいます。

4　単位および端数処理

この要綱において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1)　受給最大電力の単位は，１キロワットとし，その端数は，切り捨てます。

(2)　受給電力量の単位は，１キロワット時とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

(3)　料金その他の計算における合計金額の単位は，１円とし，その端数は，切り捨てます。

5　実　施　細　目

この要綱の実施上必要な細目的事項は，そのつど発電者と当社との協議によって定めます。

Ⅱ　契約の申込み

6　受給契約の申込み

発電者が新たに受給契約を希望される場合は，あらかじめこの要綱を承認の

うえ，次の事項を明らかにして，当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし，軽易な内容のものについては，口頭，電話等による申込みを受け付けることがあります。

(1)　設置場所

(2)　発電設備等の概要

(3)　受給最大電力

(4)　当社との電気需給契約の内容

(5)　受給開始希望日

(6)　料金の振込先口座

(7)　その他必要な事項

7　受給契約の成立および契約期間

(1)　受給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2)　(1)の承諾は，「電力受給契約のご案内」の発送により行ないます。

(3)　契約期間は，次によります。

イ　契約期間は，受給契約が成立した日から，料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ　契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がない場合は，受給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ　契約期間満了前であっても附則2（買取制度における料金の適用期間）に定める料金の適用期間が満了する場合には，料金の適用期間の満了の日をもって契約期間が満了するものといたします。

なお，この場合で，契約期間満了に先だって発電者または当社から別段の意思表示がないときは，受給契約は，契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ニ　イ，ロまたはハにかかわらず，次の場合には，受給契約も同時に消滅するものといたします。

(ｲ)　当社との電気需給契約が消滅した場合で，かつ，当社との接続供給契

約に属さない場合

(ロ) 当社との接続供給契約に属さないこととなった場合で，かつ，当社との電気需給契約を締結しない場合

8 電気方式，周波数等

電気方式，周波数，標準電圧，責任分界点および財産分界点は，次のとおりといたします。

(1) 発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は，その電気需給契約と同一といたします。

(2) 発電者が当社との接続供給契約に属している場合は，その接続供給契約と同一といたします。

9 契 約 の 単 位

当社は，発電者が当社と電気需給契約を締結している場合にはその1電気需給契約に対応して1受給契約を結びます。また，発電者が当社との接続供給契約に属している場合には，1発電者につき1受給契約を結びます。

10 電力受給の開始

(1) 当社は，発電者の受給契約の申込みを承諾したときには，発電者と協議のうえ受給開始日を定め，受給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電力受給を開始いたします。

(2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた受給開始日に電力受給を開始できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためて発電者と協議のうえ，受給開始日を定めて電力受給を開始いたします。

11 電力受給にともなう発電者協力

発電者は，発電者の発電設備等と当社の系統との連系にあたり，電気設備に関する技術基準を定める省令，電気設備の技術基準の解釈，電力品質確保に係

る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等，および次の事項を遵守するものといたします。

なお，電気設備に関する技術基準を定める省令，電気設備の技術基準の解釈，電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドラインその他の法令等に変更がある場合には，変更後の扱いを遵守することといたします。

(1)　発電者の発電設備等と当社の系統との連系を行なう場合は，当社の供給信頼度と電力品質の面で電気を使用する他のお客さまに悪影響を及ぼさないこととし，また，人身安全および設備保全の面で電気作業者の安全確保，当社の供給設備または電気を使用する他のお客さまの設備の保全に悪影響を生じさせないものとしていただきます。

なお，とくに必要がある場合には，発電者の負担で当社の供給設備を変更いたします。

(2)　連系された当社の系統に事故が発生した場合には，発電者の発電設備等を当社の系統から即時に解列していただきます。

(3)　発電者の構内事故時には，当社の系統への波及が起こらないように確実に遮断していただきます。

(4)　発電者の保護装置の整定にあたっては，当社の供給設備と協調を図ることとします。

(5)　発電者の保護装置の整定値等を，必要に応じて当社に提示していただきます。

なお，当社は，試験時には必要に応じて立ち会いを行ないます。

(6)　発電者の発電設備等から当社の系統への逆潮流等により生じる当社の低圧配電系統の常時電圧変動が，101±６ボルト，202±20ボルト内になるように自動電圧調整装置等を設置していただきます。

なお，自動電圧調整装置等の動作にともない，発電者の発電設備等の出力が抑制される場合があります。

(7)　計量地点における力率は，常に当社の系統から見て遅れ85パーセント以上とするとともに，当社の系統から見て進み力率にならないことを原則といたします。また，高圧配電線に連系する発電設備等のうち，当社の系統の電圧

上昇を防止する目的で必要と判断された場合には，計量地点の力率を協議のうえ決定させていただきます。また，系統連系後，実測等により更に対策が必要と判断された場合には，発電者側で対策を実施していただくことがあります。

(8)　発電者がインバータを用いた発電設備等を設置する場合には，発電設備等からの高調波流出電流を，発電設備等の交流定格電流に対し，総合電流歪み率５パーセント以下，各次電流歪み率３パーセント以下に抑制していただきます。

(9)　当社の作業時または緊急時に当社の系統を停止する場合等，発電者の発電設備等の解列が必要となる場合には，発電者の発電設備等を確実に解列していただきます。

(10)　発電者の発電設備等の事故発生時または緊急時には，当社に迅速かつ的確な情報連絡および復旧をしていただきます。

(11)　発電者の発電設備等の系統連系に際し，必要となる単線結線図等の技術資料を提出していただきます。

(12)　発電者と当社との運用申し合わせ事項については，「系統連系に関する運用申し合わせ事項」によります。

(13)　当社は，必要に応じて発電者から発電設備等の発電電力量等を記録した受発電日誌等を提出していただきます。

(14)　当社は，必要に応じて発電者から年度（毎年４月１日から翌年の３月31日までといたします。）末までに，翌年度の発電者の発電設備等の運転計画を提出していただきます。

12　承 諾 の 限 界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，用地事情，発電者の債務の支払状況その他によってやむをえない場合には，受給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

13　受給契約書の作成

特別の事情がある場合で，発電者または当社が必要とするときは，電力受給に関する必要な事項について，受給契約書を作成いたします。

Ⅲ　料金の算定および支払い

14　料　　　　　金

料金は，その１月の受給電力量に，当社が別に公表する料金表の受給電力量料金率を乗じてえた金額といたします。

なお，関係法令の改正およびその他の事情により，当社は，あらかじめ実施期日を定めて受給電力量料金率および算定方法を変更する場合があります。この場合，その変更の実施期日以降の料金は，変更後の受給電力量料金率および算定方法によるものといたします。

15　料金の適用開始の時期

料金は，受給開始の日から適用いたします。

16　料金の算定期間

(1)　料金の算定期間は，前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし，電力受給を開始し，または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2)　記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめ発電者に電力量計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは，料金の算定期間は，(1)にかかわらず，前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間といたします。ただし，電力受給を開始し，または受給契約が消滅した場合の料金の算定期間は，開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間とい

たします。

17　受給電力量の計量等

(1)　受給電力量は，受電用電力量計およびその他計量に必要な付属装置（以下総称して「受電用計量器」といいます。）により計量するものといたします。

(2)　受電用計量器は，原則として，当社の所有とし，当社で取り付けるものといたします。また，当社は，その工事費（その他計量に必要な付属装置を共用する場合は，当該共用設備の設置に要する工事費を折半したものといたします。）の全額を工事着手前に発電者から申し受けます。

(3)　受電用計量器の検針は，毎月，原則として以下に定める日に当社が行なうものといたします。

イ　発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は，その電気需給契約に定める検針日といたします。

ロ　発電者が当社との接続供給契約に属している場合は，１日といたします。

(4)　受電用計量器に故障が生じたときは，発電者はすみやかに当社にその旨を連絡するものとし，その故障期間内の受給電力量は，そのつど発電者と当社との協議によって決定するものといたします。

(5)　高圧で系統連系する発電者の場合で，法令により受電用計量器を取り替えるときは，当社は，その工事費（その他計量に必要な付属装置を共用する場合は，当該共用設備の設置に要する工事費を折半したものといたします。）の全額を工事着手前に発電者から申し受けます。

18　料 金 の 算 定

(1)　料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電力受給を開始し，再開し，もしくは停止し，または受給契約が消滅した場合

ロ　受給最大電力または電気需給契約等を変更したことにより，料金に変更があった場合

(2)　(1)イに該当する場合は，料金の算定期間の受給電力量により算定いたします。また，(1)ロに該当する場合は，料金の算定期間の受給電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの受給最大電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。

(3)　(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(4)　当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

19　料金の支払期日

当社は，特別の事情がない限り，以下の支払期日までに発電者に料金を支払うものといたします。

(1)　発電者が当社と電気需給契約を締結している場合は，その電気需給契約に定める支払期日といたします。

(2)　発電者が当社との接続供給契約に属している場合は，その接続供給契約に定める支払期日といたします。

20　料金の支払方法

(1)　料金は，発電者が指定する金融機関の指定口座に振込みによってお支払いいたします。

(2)　料金の支払いは，当社がその金融機関に払込みしたときになされたものといたします。

Ⅳ　電　力　受　給

21　適正契約の保持

当社は，発電者との受給契約が電力受給の状態に比べて不適当と認められる場合には，すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

22　立入りによる業務の実施

当社は，次の業務を実施するため，発電者の承諾をえて発電者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，発電者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

(1)　需要場所内の当社の供給設備または当社の電気工作物の設計，施工，改修または検査

(2)　33（保安等に対する発電者の協力）によって必要な発電者の電気工作物の検査等の業務

(3)　不正な電力受給の防止等に必要な発電者の発電設備またはその他電気工作物の確認または検査

(4)　計量器の検針または計量値の確認

(5)　23（電力受給の停止，制限または中止）(1)，27（受給契約の廃止）または28（受給契約の解約等）により必要な処置

(6)　その他この要綱によって，受給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

23　電力受給の停止，制限または中止

(1)　当社は，当社との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給または接続供給を停止する場合には，電力受給を停止いたします。この場合，当社は，当社の供給設備または発電者の電気設備において，電力受給停止のための適当な処置を行なうこととし，必要に応じて発電者に協力をしていただ

きます。

(2)　当社は，当社との電気需給契約または接続供給契約により電気の供給を中止し，または発電者に電気の使用を制限し，もしくは中止していただく場合には，電力受給を制限または中止することがあります。この場合，当社は，あらかじめその旨を発電者にお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

24　損 害 賠 償 等

(1)　発電者または当社が，この系統連系および電力受給にともない，その相手方または第三者に対し，自らの責めに帰すべき事由により損害を与えた場合は，賠償の責めを負うものといたします。

(2)　10（電力受給の開始）(2)によって受給開始日を変更した場合または23（電力受給の停止，制限または中止）(2)によって電力受給を制限または中止した場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3)　23（電力受給の停止，制限または中止）(1)によって電力受給を停止した場合または28（受給契約の解約等）によって受給契約を解約した場合には，当社は，発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4)　漏電その他の事故が生じた場合で，それが当社の責めとならない理由によるものであるときには，当社は，発電者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(5)　発電者の発電設備の電圧上昇制御機能等の動作によって受給電力量が減少した場合には，当社は，その減少した受給電力量について補償の責めを負いません。

Ⅴ　契約の変更および終了

25　受給契約の変更

(1)　次に該当する場合は，あらかじめその旨を当社に申し出ていただきます。

イ　発電者が，発電設備等の全部もしくは一部の変更を希望される場合，または当該発電設備等の制御方法の変更を希望される場合

ロ　その他，当社との電気需給契約の契約種別または契約電力の変更等，当社が別に公表する料金表の受給電力量料金率が変更となる場合

(2)　発電者が受給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

26　名 義 の 変 更

(1)　相続その他の原因によって，新たな発電者が，それまで当社への電気の供給を行なっていた発電者の当社に対する電力受給についてのすべての権利義務を受け継ぎ，引き続き電力受給を希望される場合は，名義変更の手続きによることができます。

(2)　発電者が受給契約の変更を希望される場合は，Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに受給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

27　受給契約の廃止

(1)　発電者が受給契約を廃止しようとされる場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

発電者または当社は，発電者から通知された廃止期日に，発電者の電気設備または当社の供給設備において，電力受給を終了させるための適当な処置を行ないます。

なお，この場合には，必要に応じて発電者に協力をしていただきます。

(2)　受給契約は，28（受給契約の解約等）の場合を除き，発電者が当社に通知された廃止期日に消滅いたします。ただし，当社が発電者の廃止通知を廃止

期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日に受給契約が消滅したものといたします。

28　受給契約の解約等

(1)　当社は，次の場合には，受給契約を解約することがあります。

なお，この場合には，その旨を発電者にお知らせいたします。

イ　23（電力受給の停止，制限または中止）(1)によって電力受給を停止された発電者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　発電者が次のいずれかに該当する場合で，当社の定めた期日までにその事実を解消されないとき。

(イ)　発電者がこの要綱によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合

(ロ)　発電者が他の受給契約（既に消滅しているものを含みます。）によって支払いを要することとなった債務を支払われない場合

(ハ)　連系された発電設備等の更新について申込みをされない等，21（適正契約の保持）に定める適正契約への変更に応じていただけない場合

(ニ)　22（立入りによる業務の実施）に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(ホ)　11（電力受給にともなう発電者協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(ヘ)　その他この要綱に反した場合

(2)　発電者が，27（受給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転される等，当社に電気を供給されていないことが明らかな場合には，当社が電力受給を終了させるための処置を行なった日に受給契約は消滅するものといたします。

(3)　次の場合には，受給契約も同時に消滅するものといたします。

イ　当社との電気需給契約が消滅した場合で，かつ，当社との接続供給契約に属さない場合

ロ　当社との接続供給契約に属さないこととなった場合で，かつ，当社との電気需給契約を締結しない場合

29　受給契約消滅後の債権債務関係

受給契約期間中の料金その他の債権債務は，受給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅵ　工事費の負担

30　工事費負担金

電力受給の開始または受給契約の変更等にともない当社の供給設備を新たに施設または変更する場合は，当社は，その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。この場合には，工事費は，工事費負担金の対象となる当社の供給設備の工事に要する材料費，工費および諸掛り等の合計額といたします。

31　工事費負担金の申受けおよび精算

(1)　当社は，工事費負担金を原則として工事着手前に申し受けます。

(2)　当社は，設計の変更，材料単価の変動その他特別の事情によって工事費負担金に著しい差異が生じた場合は，工事完成後すみやかに精算するものといたします。

Ⅶ　保　　　安

32　調　　　査

発電設備等や発電設備等を稼働させるために用いる設備等については，電気事業法にもとづき当社が行なう調査の対象には含まれません。

33　保安等に対する発電者の協力

(1)　次の場合には，発電者からすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には，当社は，ただちに適当な処置をいたします。

イ　発電者が，引込線，受電用計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　発電者が，発電者の電気工作物に異状もしくは故障があり，または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり，それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)　発電者が当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置，変更または修繕工事をされる場合および物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，その内容を当社に通知していただきます。この場合において，保安上とくに必要があるときには，当社は，発電者にその内容の変更をしていただくことがあります。

Ⅷ　そ　の　他

34　設 備 認 定 等

(1)　当社は，原則として，契約発電設備について，「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（以下「ＲＰＳ法」といいます。）」にもとづく設備認定申請を，発電者に代わり行なうことができるものといたします。

(2)　(1)による設備認定後，設備または発電方法の変更，設備の廃止，その他ＲＰＳ法および同法関係法令に定める認定または届出が必要な事由が生じた場合には，原則として，当社は発電者に代わりその申請を行なうことができるものといたします。

(3)　当社は，(1)および(2)により認定された設備から受給した電気について，

ＲＰＳ法にもとづき必要な届出を行なうものといたします。

35　そ　　の　　他

この要綱に定めのない事項またはこの要綱により難い特別な事情が生じた場合は，発電者および当社は誠意をもって協議し，その処理にあたるものといたします。

附　　則

1　実　施　期　日

この要綱は，平成23年４月１日から実施いたします。

2　買取制度における料金の適用期間

(1)　買取制度における料金の適用期間は，(2)の場合を除き，料金適用開始の日から，料金適用開始の日以降最初の検針日が属する月の翌月から起算して120月目の月における検針日の前日までといたします。

(2)　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ発電者に計量日をお知らせしたときは，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，計量日といたします。

3　料金適用開始の日についての特別措置

(1)　発電者が平成21年11月の検針日までに当社への電気の供給を開始された場合の料金適用開始の日は，(2)の場合を除き，本則の規定にかかわらず，平成21年11月の検針日といたします。

(2)　記録型計量器により計量する場合で，当社があらかじめ発電者に計量日をお知らせしたときは，(1)に準ずるものといたします。この場合，(1)にいう検針日は，計量日といたします。

4　設備認定等についての特別措置

この要綱実施の際現に当社への電気の供給を開始されている発電者について，当社が34（設備認定等）(1)に係る発電者の同意をいただいていない場合は，この要綱実施の日以降当社が同項に係る発電者の同意をいただくまでの間は，34（設備認定等）に定める規定は適用いたしません。

（系統連系に関する運用申し合わせ事項）

Ⅰ　共　通　事　項

1　基　本　事　項

発電者および当社は，それぞれの設備の運転，操作と機能の維持について責任分界点を境界とし，お互いが責任をもってあたるとともに，人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営を図るために相互に協力する。

2　発電設備等の操作等

発電者は，当社より人身安全，設備安全上等の理由で発電設備等の停止を依頼された場合には，すみやかに発電設備等を停止する。

また，発電者の不在等で当社から発電者の発電設備等の停止を依頼できない場合および緊急時には，当社は，発電者への連絡を行なわずに電力量計の接続箇所等，任意の箇所で発電者の発電設備等を当社の系統から切り離すことができる。

3　系統連系保護装置等の整定および機能維持

(1)　発電者の系統連系保護装置の整定値は，発電者と当社が協議のうえ決定する。

また，これを変更する場合も発電者と当社が協議のうえ決定する。

(2)　発電者の系統連系保護装置の整定は，発電者が実施する。

(3)　発電者は，人身ならびに設備の安全確保と電力系統の円滑な運営のため，メーカー等知識技能を有する者や電気主任技術者等による系統連系保護装置等の定期的な点検を行ない，その機能を維持する。

Ⅱ　低圧配電線に発電設備等を連系する発電者，
または高圧配電線に小出力発電設備を連系する発電者

4　自立運転に関する留意事項

（1）　当社の配電線は事故停電の際，一定時間後に自動的に再送電するため，発電者は自立運転機能の使用に留意する。

（2）　発電者は，系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系への移行時には，取扱説明書等に従い十分注意して操作を行なう。

5　復電後の再連系に関する留意事項

（1）　当社の系統が復電した後の系統連系操作は，復電を確認した発電者の自主操作とする。

（2）　インバータを除く小出力発電設備を高圧配電線へ連系する場合は，復電後の発電設備等の運用について，個別に協議する場合がある。

Ⅲ　高圧配電線に小出力発電設備以外の
発電設備等を連系する発電者

6　連　絡　体　制

（1）　発電設備等の系統連系に関して，当社から発電者への連絡が必要となる場合の，発電者の連絡先および当社の連絡先を，相互にあらかじめ定めておく。

（2）　発電者の連絡先が変更となる場合は，すみやかに当社に連絡する。

7　自立運転に関する留意事項

（1）　当社の配電線は事故停電の際，一定時間後に自動的に再送電するため，発電者は自立運転機能の使用に留意する。

（2）　発電者は，系統連系から自立運転への移行時および自立運転から系統連系

への移行時には，実施細目等に従い十分注意して操作を行なう。

8　復電後の再連系に関する留意事項

当社の系統が復電した後の系統連系操作は，発電者から当社へ連絡し，協議のうえ，発電者が実施する。

Ⅳ　そ　の　他

9　実施細目の作成

この要綱に記載のない事項について，当社が必要とする場合は，実施細目を作成する。